別紙(第7条関係)

|  |
| --- |
| 1 職員就業規則第60条に規定する年次有給休暇2 職員就業規則第61条に規定する病気休暇のうち，業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に起因するもの3　 職員就業規則第62条別表第３に規定する特別休暇4 国立大学法人金沢大学職員勤務時間規程第4条第1項第1号及び第3号から第5号までの規定による勤務しないことの承認　　　　　　　　　　　　5　 国立大学法人金沢大学職員の育児休業等に関する規程第26条に規定する部分休業6 職員就業規則第12条第1項第3号から第7号までの規定による休職7 業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職8 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる職員就業規則第12条第1項第1号に規定する休職9 職員就業規則第63条に規定する生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇10 その他学長の認める事由 |